



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年3月5日火曜日 第489号

◇ 目 次 ◇

指定区域の指定（5件）.....	（循環型社会推進課）... 106
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	（経営支援課）... 106
大規模小売店舗の廃止の届出.....	（ " ）... 107
道路の供用開始（県道新居浜港線）.....	（東予地方局管理課）... 107

告 示

○愛媛県告示第147号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和6年3月5日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

今治市国分一丁目甲868番1の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県今治保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第148号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和6年3月5日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

今治市近見町四丁目甲297番2の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県今治保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第149号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

○愛媛県告示第152号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年3月5日

令和6年3月5日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

今治市古国分二丁目甲70番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

○愛媛県告示第150号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和6年3月5日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西予市明浜町高山甲461番1の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県八幡浜保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第151号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和6年3月5日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

喜多郡内子町内子4033番、4034番及び4035番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第2号

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
イオン今治店	今治市馬越町四丁目8番1号	来客が駐車場を利用することができる時間帯	北駐車場 午前6時30分から午後10時まで 南駐車場 午前6時30分から午後11時30分まで	北駐車場 午前6時30分から午後11時30分まで 南駐車場 午前6時30分から午後11時30分まで	令和6年7月1日	令和6年2月5日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	6箇所	7箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第153号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

令和6年3月5日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
サンシャイン宇和島	宇和島市桜町2番35号	令和6年3月21日

○愛媛県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜港線	新居浜市政枝町3丁目326番2から 同市横水町273番5まで	令和6年3月5日